

産地パワーアップ計画と取組主体事業計画の関係

県段階

市町村段階

地域段階

県事業計画

産地パワーアップ計画を束ねて
予算枠の範囲内で作成

沖縄県

成果目標の設定

①～⑥いずれかの目標を設定

産地面積(計画範囲)の設定

実施要領別記3別紙7に定める面積要件を満たす形で、成果目標の達成に取り組む産地を囲う
露地野菜5ha、露地花き5ha、果樹10ha…等々

※中山間地域や都市近郊地域においては、品目により面積要件緩和あり

- ①生産又は集出荷・加エコストの10%以上削減
- ②販売額又は所得額の10%以上増加
- ③契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上
- ④需要減→需要ある品目・品種への転換率100%
- ⑤農産物輸出の取組
(輸出向け出荷量10%以上の増等)
- ⑥労働生産性の10%以上の向上

提出

審査
承認

産地パワーアップ計画

- ◆地域担い手育成総合支援協議会
- ◆果樹産地構造改革計画に基づく産地協議会

県事業実施方針

に従って計画を作成していく

提出

承認

取組主体事業計画

取組主体となる農家の計画書の作成にあたり、関係機関一体となった取りまとめ等の支援が必要

ケースⅠ

A品目産地(個別農家)



ケースⅡ

A品目産地



+

B品目産地



※産地協議会等の中で取組主体毎の支援メニューを検討